

## 前回調査における諮問第 11 号の答申（平成 21 年 1 月 19 日付け府統委第 5 号）における「今後の課題」への対応状況

全国消費実態調査について、よりの確に家計の実態を把握する等の観点から、今後、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ、以下の課題（ア～エ）について見直しを進める必要がある。

- ア 家計の個計化の進展を踏まえ、よりの確に家計の実態を把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。
- a 甲調査の「年収・貯蓄等調査票」について、資産の個計化を捉えるため、貯蓄現在高を世帯員別に把握することの可否。
  - b 現在、家計調査の終了世帯を対象に実施している乙調査（個人収支簿）について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申（平成 20 年 12 月統計委員会）（以下「基本計画答申」という。）において、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。」（平成 23 年中に結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえた本調査の在り方。

### 【a 貯蓄現在高を世帯員別に把握することの可否について】

親が子供名義の口座に貯蓄している場合や、妻の給与を夫の口座に振込んでいる場合など、口座にある貯蓄現在高が、口座名義人である世帯員の貯蓄を正確に反映しているとは限らないため、世帯員別の貯蓄現在高を把握することは困難である。

また、年収や貯蓄は、世帯にとって忌避感の強い調査事項であり、それを世帯員別に調査するように変更することにより、これまでよりも回答率が低下し、結果精度の低下に繋がる可能性があるため、変更は現実的でない。

### 【b 個計化の状況をよりの確に把握することに関する検討状況を踏まえた調査の在り方について】

「平成 24 年度統計法施行状況報告」（平成 25 年 6 月 21 日）において「実施済」とされており、これについて、統計委員会基本計画部会第 2 ワーキンググループ会合において「実施済」は妥当と整理され、この点については、平成 25 年 9 月 27 日開催の第 68 回統計委員会においてその旨了承されていることから、審議の対象とはしない。

イ 家族の形態が多様化している状況を踏まえ、甲調査の「世帯票」について、「(16) その他の人」に「世帯主との続柄」を追加することなどにより、非同居の家族を含めた多様な家族類型別集計を行い、公表することを検討する必要がある。

甲調査の世帯票について、「配偶者の有無」を新設し、「(16) その他の人」と世帯内の有配偶者を夫婦とみなせる場合は夫婦として集計するなどの工夫を行い、非同居の家族を含めた多様な家族類型別集計を行う。

なお、「(16) その他の人」に「世帯主との続柄」を追加することが困難な理由は、次のとおり。

- ① 平成 21 年全国消費実態調査において、「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」について、不在理由（入院，学業，その他）別の結果表を公表している。その結果をみると、不在理由「学業」が約 6 割を占めており、世帯主との続柄は「子」または「孫」が多数であると考えられるため。
- ② 「(16) その他の人」の記入人数が複数になることも考えられ、調査票の記入スペースに限界があるため。
- ③ プライバシーの観点から、詳細な続柄を記入することは記入者負担となり、調査への協力が得られにくくなるおそれがあるため。

(参考) 特定世帯編 第 76 表

「非同居家族のいる世帯別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出（二人以上の世帯）」

収支項目	主たる家計 維持者以外 が長期不在 の世帯	うち	
		入院	学業
集計世帯数	3,971	249	2,460
世帯数分布(抽出率調整)	2,444,401	156,228	1,434,051

ウ 甲調査の「世帯票」において、住宅に関する事項を把握しているが、住宅・土地統計調査、国勢調査等においてもほぼ同様な調査事項が盛り込まれており、所要の調整を検討することが必要となっている。これについては、基本計画答申において、「住宅・土地に関する統計体系について検討する。」（平成25年調査の企画時期までに結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえつつ、対応を図る必要がある。

全国消費実態調査は、所得・消費・資産の3面から家計を総合的にとらえる調査であり、このうち、資産に関する集計結果をみると、世帯が所有する住宅や土地に係る資産額は、資産全体の70.1%と大部分を占めている。

また、平成25年住宅・土地統計調査の統計委員会答申において、世帯の収入構造等に関する調査事項は、全国消費実態調査において、一定の住宅関連事項（住居の所有関係、敷地面積、建築時期等）とともに把握されており、同調査の調査票情報の二次利用により、収入構造等と居住住宅との関係を分析することが可能とされている。

以上のことから、住宅及び土地に関する調査事項は、資産価額の算出や、収入構造等と居住住宅との関係把握に必要不可欠な調査事項である。

ただし、記入者負担の軽減を考慮し、必要最低限の調査事項を採用するという観点から、普及率が高く帰属家賃の算出に不要である「水洗式トイレの有無」、資産価額の算出に不要である「現住居以外の住宅の所有用途」及び「現住居地以外の土地の所有目的」を削除する。

（参考1）家計資産編 第1表「地域別1世帯当たり資産額（二人以上の世帯）」

資産の種類	資産額	
	(万円)	構成比 (%)
家計資産（純資産）	3,588	100.0
金融資産（貯蓄－負債）	947	26.4
住宅・宅地資産	2,514	70.1
耐久消費財等資産	127	3.5

(参考2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」より抜粋

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」(関係部分)

項目	具体的な措置, 方策等	担当府省	実施時期
第2.3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項			
(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、(中略) ③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。	総務省 (関連：国土交通省)	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。注)

注) 「平成24年度統計法施行状況報告」(平成25年6月21日)において「実施済」とされている。

(参考3) 平成25年住宅・土地統計調査 統計委員会答申より抜粋

「世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することの検討」を行い、「当該調査事項は、他の統計調査(全国消費実態調査)において、一定の住宅関連事項(住居の所有関係、敷地面積、建築時期等)とともに把握されており、同調査の調査票情報の二次利用により、収入構造等と居住住宅との関係を分析することが可能」であり、「当該追加は困難かつ必要性が低いとの結論を得たことは、検討結果として妥当と評価する」との結論を得ている。

エ 家計資産を的確に把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。

- a 甲調査の「年収・貯蓄等調査票」において、株式を国内、国外別に把握することの可否。
- b 現在把握していない「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の世帯の資産について、諸外国の調査事例やその結果表章の状況を踏まえつつ、その把握の可否。その際、価格評価の方法の検討とともに、どの調査票（耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票）で把握することが適切かについても検討する必要がある。

**【a 株式を国内、国外別に把握することの可否について】**

外国株式については、従来、「年収・貯蓄等調査票」の貯蓄現在高における「(10)上記(8)のうち外貨預金・外債」に含まれており、外貨建て金融資産の一部として把握しているところである。また、今回調査においては、より正確に調査を行う観点から、調査票に「外国株式」の文言を新たに追加する。

なお、株式を単独で国内、国外別に把握することについては、近年、投資信託を保有する世帯が増加している中で、株式だけ細分化する必要性は低い。また、投資信託には、国内外の株式・債券等が組み合わさっている商品も多数あり、国内、国外別に正確に把握することは、事実上不可能である。

(参考) 株式・株式投資信託の保有率 (全国消費実態調査結果より)

平成 16 年 : 18.5% → 平成 21 年 : 21.0%

**【b 「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の把握の可否について】**

「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」(以下「宝石・貴金属等」という。)について、資産として価格評価が可能か否かについて、宝石・貴金属等を持っている個人を対象として、インターネットを用いたアンケートを行った。その結果、宝石・貴金属等の所有者は、所有している資産の半数以上である 63.1%について、時価金額を把握していなかった。

したがって、宝石・貴金属等について、正確な結果数値を得ることが難しいと見込まれるため、当該項目を調査事項として採用しない。

(参考) 諸外国の事例について

カナダやイギリスにおいて、骨董品、収集品等の所有の有無や資産評価額(自己評価額)を調査している。

骨董品、収集品等の評価額の結果表章については、他の資産(不動産、住居設備、著作権・特許等)と一緒にになっており、単独では表章されていない。